

給付金額算出シート (手書き用)

記入例

STEP1

確定申告書類を基に記入してください 売上台帳等を基に記入してください

基準月	平成 令和	31年	4月	令和	1年	5月	令和	1年	6月	令和	1年	7月	令和	1年	8月	令和	1年	9月
【月間売上額の減少状況】																		
基準月の月間売上額	A	1,300,000	円	A	800,000	円	A	500,000	円	A	800,000	円	A	500,000	円	A	500,000	円
対象月の月間売上額	B	800,000	円	B	600,000	円	B	450,000	円	B	450,000	円	B	400,000	円	B	200,000	円
月間売上減少額①	A-B	500,000	円	A-B	200,000	円	A-B	50,000	円	A-B	350,000	円	A-B	100,000	円	A-B	300,000	円
月間売上減少率	(A-B)/A	38.4	%	(A-B)/A	25.0	%	(A-B)/A	10.0	%	(A-B)/A	43.7	%	(A-B)/A	20.0	%	(A-B)/A	60.0	%

※月間売上減少率は、小数点第2位を切り捨てます。

- ①平成31年(令和元年)又は令和2年の4月から9月までの月間売上額を「基準月の月間売上額」欄に記入してください。
- ※ 中小法人の方は、基準月が属する事業年度の、法人概況説明書に記載されている「月別の売上高等」の欄に記載の売上(収入)金額を記入してください。
- ※ 個人事業者等の方で、青色申告により基準月の月間売上金額が確認できる場合は、基準月の月間売上額(Aの金額)は「月別の売上(収入)金額」の欄に記載の売上(収入)金額を記入してください。
- ※ 個人事業者等の方で、白色申告の場合などにより基準月の月間売上金額が確認できない場合は、基準月の月間売上額(Aの金額)は「年間売上額÷12」により算出した金額を記入してください。
- ※ 個人事業者等の方で、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告をしている場合は、基準月の月間売上額(Aの金額)は「年間業務委託契約等収入額÷12」により算出した金額を記入してください。
- ※ 2019年1月以降に新規開業された事業者の場合、基準月が属する年の確定申告書第一表における「収入金額等」の欄に記載されている「年間売上額÷開業後月数」により算出した金額を記入してください。
- ②令和3年の4月から9月までの月間売上額を「対象月の月間売上額」欄に記入してください。
- ③各月の月間売上減少額を計算し、金額を記入してください。(基準月の月間売上額 - 対象月の月間売上額)
- ④各月の月間売上減少率を計算し、記入してください。(月間売上減少額 ÷ 基準月の月間売上額 × 100)
- ※小数点第2位は切り捨ててください。

STEP2

- 各月の月間売上減少額①(上表の太枠)と支給上限額②(下表)を比較し、少ない金額を選択して給付金額欄に記入してください。
- ※売上減少率が20%~50%の範囲内にある月を選択してください。
- ※売上減少率が50%以上の月は、国の月次支援金の対象となりますので、本事業の対象外になります。

減少率	支給上限額②
40%以上~50%未満	最大 500,000 円
30%以上~40%未満	最大 400,000 円
20%以上~30%未満	最大 300,000 円

比較して、少ない金額を下記表に記入してください。

①か②のうちいずれか少ない金額を支給	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	400,000 円	200,000 円	0 円	350,000 円	100,000 円	0 円

※支給額は、万円単位の支給となります。

STEP3

算出した各月の給付金額を比較。多い金額が給付金額及び請求金額。
例: 4月が40万円と一番高い金額のため、対象月は4月となり、給付金額は40万円となる。

- STEP2で算出した各月の給付金額を比較し、多い金額が最終的な給付金額及び請求金額となります。
- 上 選択した月を記入してください。5 月間売上額に関する情報」の欄に記入して板橋区に提出してください。

基準月	平成 令和	31年	4月
【月間売上額の減少状況】			
基準月の月間売上額	A	1,300,000	円
対象月の月間売上高	B	800,000	円
月間売上減少額①	A-B	500,000	円
月間売上減少率	(A-B)/A	38.4	%

減少率	支給上限額②	該当減少率に○
40%以上~50%未満	最大50万円	
30%以上~40%未満	最大40万円	○
20%以上~30%未満	最大30万円	

申請書(様式1)「5 月間売上額に関する情報」の欄に、そのまま記入してください。

①か②のうちいずれか少ない金額を支給	給付金額
	400,000 円

※給付額は、万円単位の支給となります。